

区分支給限度額一定割合超に係る居宅サービス計画の届け出について

令和4年7月22日

松本市健康福祉部高齢福祉課

1 提出対象となる事業所

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定される厚生労働大臣が定める基準に該当した事業所、かつ、松本市がケアプラン等の提出を求めた事業所が対象となります。

なお、厚生労働大臣が定める基準とは、下記2点をいずれも満たすことです。

- (1) ケアプランに位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下、サービス費)の総額が介護保険法(平成9年法律第123号)第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度額基準額に占める割合が、100分の70以上
- (2) 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が、100分の60以上

2 提出対象のケアプラン

「1 提出対象となる事業所」にて該当した居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、先述した(1)及び(2)に該当し、かつ、令和3年10月1日以降に作成又は変更されたものが対象となります。提出にあたっては、松本市が提出対象のケアプランを指定します。

3 届け出期限

原則、対象の居宅介護支援事業所に提出を求めてから1か月以内です。

4 提出を求める書類

	名称
(1)	区分支給限度額一定割合超に係る居宅サービス計画の届け出についての確認シート
(2)	アセスメントシート
(3)	第1～3表 居宅サービス計画・週間サービス計画表
(4)	第4表 サービス担当者会議の要点 等
(5)	第5表 居宅介護支援経過
(6)	第6～7表 サービス利用票・サービス利用票別表
(7)	訪問介護計画書
(8)	介護給付算定相談票の回答写し

※ 「(8)介護給付算定相談票の回答写し」については、同居家族等がいる場合の生活援助等について相談票を提出し回答を得ている場合は添付してください。

5 検証の流れ及び事務手順

- (1) 松本市が、該当する居宅介護支援事業所に対象ケアプラン等の届け出を求めます。
- (2) 居宅介護支援事業所は、下記アからウの順のとおり行います。
 - ア 指定されたケアプランの訪問介護を利用する妥当性について検討します。
 - イ 検討結果を踏まえて、訪問介護が必要な理由等について、詳細を記載又は該当箇所に印等をつけます。
 - ウ 松本市に「3 提出を求める書類一式」を提出します。
- (3) 届け出のあったケアプランについて検証会議を行います。
- (4) 検証結果について対象事業所に通知します。訪問介護の必要性が確認できた場合は、事業所内で作成している同様・類似のケアプランの内容について事業所において検討を行います。松本市から見直し等の必要性が判断された場合には、結果を踏まえて当該ケアプランについて検討を行い、再度提出を行います。

6 提出先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号
松本市健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当

7 留意事項

本制度は、必要とするサービスの利用制限やケアプランの変更を目的とするものではありません。より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることができるケアプランの作成に資することを目的としたものです。

松本市の介護保険制度の適切な運用及び利用者の有する能力に応じた自立した日常生活の支援を目的に、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。